

設立趣旨書

本会は昭和 24 年発足、同 42 年大蔵省より公益法人として社団化が認可され、3,700 余社の会員を有する区内唯一の経営者団体で、税と経営問題を中心とした事業を推進してまいりましたが、この程、江戸川法人会の事業の一環として強力な青年部会を組織し、尚一層、時代に即応した法人会活動を行うべきであると確信し、青年経営者を対象とした後継者、経営参画者による、青年部会を組織することと相成りました。

この部会は税務はもとより、経営上の諸問題等、経営者としての基礎知識の研究の場とし、研修を通じて相互の連帯感の涵養に努めると同時に法人会の公益性を認識し、やがては次代を担う指導者たるべく、法人会の組織強化と発展に寄与していただくことを目的としております。

幸にも、税務当局並びに役員各位のご理解により、先般の役員会に於いても異議なく可決され設立の運びと相成った次第でございます。

ついては設立の趣旨をご検討の上ご理解下され、ぜひ多数の方々がご入会参画されますようお願いいたします次第でございます。

昭和 50 年 5 月 27 日

社団法人 江戸川法人会

一般社団法人 江戸川北法人会青年部会規程

- 第一条 定款第4条に規定する業務を実施するため、青年部会を設ける。
- 第二条 1 部会員は、本会会員で、年齢45歳以下の経営者、経営参画者又は、将来経営に参加する者で、部会の趣旨に賛同するものをもって組織する。
- 2 役員は部会員のうちから互選により選任する。
- 第三条 部会の役員は、部会長1名、副部会長12名以下、会計監事2名、幹事若干名を置く。幹事は会員中より選任する。部会長、副部会長及び会計監事は幹事の互選によりこれを選任する。
- 但し、副部会長はブロックの幹事より選任する。
- 幹事はブロック会員中より選任する。
- 第四条 1 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 役員の任期中、第二条の年齢45歳をすぎても、任期中は解任しない。
- 第五条 部会長は部会を代表し会務を総理する。
- 部会長に事故あるときは、副部会長がその職務を代行する。
- 会計監事は、会計において監査と最終的な承認を行う。
- 幹事は部会の運営を協議、執行する。
- 第六条 部会の業務を分担するため委員会を設けることができる。
- 第七条 委員は役員のうちから部会長がこれを委嘱する。
- 第八条 部会に顧問及び相談役を置くことができる。
- 第九条 部会の経費は別に定める会費及び法人会の補助金並びに臨時会費をもってこれにあてる。
- 第十条 部会長、副部会長並びに委員長は法人会役員会に部会を代表して出席する。

付 則

- 1 この規程以外の施行に必要な事項は、すべて法人会の定款を準用する。
- 2 本規程は、昭和50年5月27日から施行する。
- 3 この規程の一部改正は昭和53年4月14日より施行する。
- 4 この規程の一部改正は昭和55年4月23日より施行する。
- 5 この規程の一部改正は昭和57年4月23日より施行する。
- 6 この規程の一部改正は昭和59年4月27日より施行する。
- 7 この規程の一部改正は昭和61年4月22日より施行する。
- 8 この規程の一部改正は昭和63年4月19日より施行する。
- 9 この規程の一部改正は平成8年4月22日より施行する。
- 10 この規程の一部改正は平成27年4月17日より施行する。
- 11 この規程の一部改正は令和3年4月20日より施行する。

青年部会慶弔規程

会員の慶弔時にあたって、下記の基準により金品を贈呈する

1. 慶 事

会員婚姻のとき 10,000円

2. 病氣見舞

会員が疾病等で1ヶ月以上に亘ったとき 10,000円

3. 災害見舞

火災・水害その他の災害を被った場合は、災害の程度に応じ幹事合議の上、その額を決める

4. 弔 事

(イ) 会員死亡のとき 10,000円

(ロ) 会員の配偶者、父母死亡のとき 10,000円

(ハ) 会員の子死亡のとき 10,000円

5. 以上の他に特に慶弔、見舞等を必要とするときは、幹事合議の上決定する。

6. 慶弔見舞等に対しては一切答礼しないものとする。

7. 会員が45歳を経過し卒業したときは記念品を贈る。